

個人事業主にも退職金！ 小規模企業共済の概要

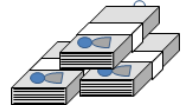
平成 27 年 8 月作成



会社に勤めている人の多くは、退職するとき会社から退職金が支給される人も多いと思います。しかし、個人事業主には退職金を支払ってくれる会社は存在しません。とりあえず会社を設立したけど、従業員は社長だけというような会社もほぼ同様です。

これらの**個人事業主等にも退職金と同様の制度を提供するのが、この「小規模企業共済」**です。加入することにより税法上のメリットも存在します。今回はこの「小規模企業共済」について簡単にお話したいと思います。

会社辞めて事業を始めたけど退職金に備えなきゃ！



(1) 加入条件

この制度に加入できる人は、常時使用する従業員が 20 人（宿泊業・娯楽業を除く商業とサービス業は 5 人）以下の**個人事業主やその経営に携わる共同経営者、会社の役員等**です。

(2) 掛け金の額と支払方法

掛金月額は、**1,000 円から 7 万円までの範囲内（500 円単位）**で自由に選択できます。支払方法は預金口座振替での払込みです。また、掛金の払込方法は「月払い」「半年払い」「年払い」から選択できます。掛金月額は、500 円単位で 7 万円まで増額できます。一定の理由により、掛金の納付の継続が困難であると認められた場合に限り、1,000 円まで減額できます。**増額は自由にできるが減額には制限があるので注意が必要です。**

(3) 掛金の税法上の取り扱い

掛け金は全額所得控除とすることができます。仮に課税所得が 200 万円の場合で掛金月額 1 万円の場合、所得税住民税合わせて 20,700 円が減額になります。所得控除の性格上、課税所得が多ければ多いほど減税額の割合も増えることになります。

(4) 貸付金制度

共済契約者の方が納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます。利率は当コラム作成日現在で一般貸し付けの場合 1.5%、その他傷病災害時貸付け等の特定の事由がある場合には 0.9%と、**一般的な借入金より有利な利率での借り入れが可能**です。

(5) 共済金の受け取り事由

共済金は、**事業を辞めたときや退職をしたとき、事業譲渡をしたときなどに受け取る**ことができます。請求事由により受取額が変わります。そのほか**任意解約も**できますが、加入期間により受取額が変わります。加入期間が 20 年未満の場合、掛け金額を下回ります。

(6) 共済金の受け取り方法と税法上の取り扱い

共済金の請求事由や受け取り方法による代表的な取扱いは、①事業の廃止等により共済金を一括で受け取る場合や 65 歳以上の人が任意解約をする場合は**退職所得**、②65 歳未満の人が任意解約により一時金を受け取る場合は**一時所得**、③契約者の死亡により遺族が共済金を受け取る場合は**相続税法上のみなし相続財産（死亡退職金）**、④共済金を年金形式で受け取る場合は公的年金等として**雑所得**としてそれぞれ取り扱います。

なお、退職所得は退職金の額から退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 が課税所得となりますが、退職所得控除額は共済加入期間を基礎として計算されるため、**小規模企業共済への加入を検討している場合、最低の掛金でも早期に加入の方が有利**になります。